

亀山市告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道の路線を次のとおり認定したので、同法第9条の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21889
- 3 路線名 和田28号線

起点	終点	重要な経過地
和田町字土地元820番1地先	和田町字土地元791番27地先	

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21890
- 3 路線名 和田29号線

起点	終点	重要な経過地
和田町字土地元791番10地先	和田町字土地元791番19地先	

### 第 3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1 1 2 1 1
- 3 路線名 名越 2 4 号線

起点	終点	重要な経過地
田村町字女ヶ坂 1 3 9 8 番 5 地先	田村町字女ヶ坂 1 3 9 7 番 1 1 地先	

### 第 4

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1 1 2 1 2
- 3 路線名 名越 2 5 号線

起点	終点	重要な経過地
田村町字女ヶ坂 1 3 7 5 番 1 4 地先	田村町字女ヶ坂 1 3 7 5 番 5 地先	

### 第 5

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1 1 2 1 3
- 3 路線名 名越 2 6 号線

起点	終点	重要な経過地
田村町字女ヶ坂 1 3 7 5 番 2 9 地先	田村町字女ヶ坂 1 3 9 7 番 1 1 地先	